

〔論文〕

日本基督教団の教勢と伝道・財政問題

土井 省悟

— 目 次 —

1. 17教区の教勢と現住陪餐会員数ゼロ年
2. 伝道・財政問題への教団の取り組み
3. 残された課題

キーワード：現住陪餐会員数ゼロ年、教団伝道対策検討委員会、機構改定

本稿は、日本におけるプロテスタント・キリスト教の宗教団体である「包括宗
教法人日本基督教団」（以下教団という）の現住陪餐会員数の減少を地域ごとに
確認し、それが意味する伝道上の問題とそれがもたらす財政上の問題に対処する
ために教団がどのような努力をしてきているかを追体験することによって、日本
基督教団の現状を理解することを目的としている。

1. 17教区の教勢と現住陪餐会員数ゼロ年

(1) 17教区

教団は、教団に所属する（教団を被包括団体とする）教会・伝道所からの報告
を集計して、毎年『教団年鑑』（以下『年鑑』という）を公表している。『年鑑』
では、教勢が、(1) 教会・伝道所数、(2) 現任教師（牧師・伝道師）数、(3) 礼

拝出席者数、(4) 教会学校出席者と教師数、(5) 受洗者数、(6) 信徒数、(7) 経常収入額、(8) 経常支出額、(9) 教団負担金割当額、の9項目に分けて報告されている。筆者は、前稿で、教団に所属するすべての教会から報告されたデータの集計値を用いて「教団の教勢」の現状を分析した(土井、2019)。

本稿で扱うデータは、地域ごとの集計値である。教団は、この地域を17に分け、それぞれを「教区」としている。教区は、「本教団所属の教会の地域的共同体」であって、「教団の教会的機能および教務を遂行するために」置かれた(教憲第6条)、不可欠な「単位」である。

以下は、地域別におかれた17の教区である(教規第59条①)。

- (1) 北海教区(北海道)、
- (2) 奥羽教区(青森県、秋田県、岩手県)、
- (3) 東北教区(宮城県、福島県、山形県)、
- (4) 関東教区(新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県)、
- (5) 東京教区(東京都(江原町3丁目を除く中野区、杉並区、市部および西多摩郡を除く)、千葉県)、
- (6) 西東京教区(東京都中野区(江原町3丁目を除く)、杉並区、市部、および西多摩郡)、
- (7) 神奈川教区(神奈川県)、
- (8) 東海教区(長野県、山梨県、静岡県)、
- (9) 中部教区(富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県)、
- (10) 京都教区(京都府、滋賀県)、
- (11) 大阪教区(大阪府、奈良県、和歌山県)、
- (12) 兵庫教区(兵庫県)、
- (13) 東中国教区(岡山県、鳥取県)、
- (14) 西中国教区(広島県、山口県、島根県)、
- (15) 四国教区(香川県、愛媛県、徳島県、高知県)、
- (16) 九州教区(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)、
- (17) 沖縄教区(沖縄県)。

本稿で扱う教勢は前述の9項目の(6) 信徒数のうち、現住陪餐会員数である。

現住陪餐会員は教会と教区と教団の財政基盤の中心をなす献金額つまり、宗教団体である教会・伝道所の資金量に影響を与え、それが教会の諸活動（伝道活動）に影響を与える。と同時に、教会活動を支える人的基盤にも影響を与える。現住陪餐会員は1990年度末に10万2,957人であったものが2016年度末の8万1,887人に減少した（20.5%減）。それゆえ、現住陪餐会員数の減少がもたらす財政的・人的減少は日本基督教団の伝道の先行きに影を落としている（土井、2019）。

（2）現住陪餐会員数の推移と現住陪餐会員数ゼロ年

各教区の教勢データは当該教区の地理的範囲内にある教会・伝道所の教勢データを集計したものである。各教区の教勢データの動向（趨勢）を把握することは、個別教会・伝道所の実態把握への前段階と考えることができる。各教会・伝道所の報告に基づいて、それを教区範囲で集計し、教区単位で整理したものを集計して教団の教勢としているのである。教団が教勢データを集計しそれを公表するのは、データの整理が目的ではない。データが示す教会の実態把握のためであり、個別教会・伝道所に沈潜することによって見えなくなる大局観を得るためである。正確なデータをたくさん集めてもそのデータを活用することがなければ、ただのデータ（ないし、数字）にすぎない。教団レベルでも教区レベルでも、個別教会・伝道所のデータの示唆する意味を受け止め、問題があればそれに対処しながら、現状に適応していく道を探ることが重要であろう。

現住陪餐会員の減少によって生じる財政的・人的問題は個別教会・伝道所レベルでは最も敏感に受け止められているがそれに対処する十分な力がない。個別教会・伝道所の中には現住陪餐会員数が増加している教会もあろうし、減少幅も一様ではない。したがって、教団が全教会に向けて、現住陪餐会員の減少による財政問題を警告してもその受け止め方や反応は、教会レベルでも教区レベルでも一様ではないだろう。

第1表は、1990年度末（1991年3月末）と2016年度末（2017年3月末）の26年間の各教区の現住陪餐会員数の変化を示したものである。教規に従った順番で教区のデータを示してある。

表1 現住陪餐会員数の変化とゼロ年度（1）

教区名	1990年度		2016年度		1990年度～2016年度		ゼロ年数	ゼロ年度
	実数 人	全国比 %	実数 人	全国比 %	増減数 人	変化率 %		
①北海	3,232	3.1	2,476	3.0	-756	-23.4	85	2101
②奥羽	2,350	2.3	1,627	2.0	-723	-30.8	59	2075
③東北	3,281	3.2	2,377	2.9	-904	-27.6	68	2084
④関東	6,967	6.8	6,445	7.9	-522	-7.5	321	2337
⑤東京	29,926	29.1	17,401	21.3	-4,368	-20.1	72	2088
⑥西東京	0	0.0	6,368	7.8	-1,329	-17.3	86	2102
旧東京	29,926	29.1	23,769	29.0	-6,157	-20.6	100	2116
⑦神奈川	8,450	8.2	8,133	9.9	-317	-3.8	667	2683
⑧東海	4,983	4.8	4,421	5.4	-562	-11.3	205	2221
⑨中部	6,043	5.9	4,814	5.9	-1,229	-20.3	102	2118
⑩京都	4,690	4.6	3,359	4.1	-1,331	-28.4	66	2082
⑪大阪	8,338	8.1	6,793	8.3	-1,545	-18.5	114	2130
⑫兵庫	8,360	8.1	6,834	8.3	-1,526	-18.3	116	2132
⑬東中国	2,830	2.7	1,942	2.4	-888	-31.4	57	2073
⑭西中国	2,786	2.7	1,831	2.2	-955	-34.3	50	2066
⑮四国	3,821	3.7	2,497	3.0	-1,324	-34.7	49	2065
⑯九州	6,050	5.9	4,051	4.9	-1,999	-33.0	53	2069
⑰沖縄	852	0.8	518	0.6	-334	-39.2	40	2056
全国総数	102,957	100.0	81,887	100.0	-21,070	-20.5	101	2117

（出所）『教団年報』各年度版より作成。

ここで注意しておくべきは、1998年度に東京教区が東京教区と西東京教区に分けられたことである。したがって、1990年度時点での西東京教区の現住陪餐会員数はゼロである。東京教区を2教区に分けた結果、1998年度末の東京教区の現住陪餐会員数は21,769人であり、西東京教区のそれは7,697人である。東京教区の増減数は、 $(17,401 - 21,769) = -4,368$ 人と計算されており、変化率も $(-4,368 \div 21,769) \times 100 = -20.1(\%)$ と計算されている。西東京教区も同様の計算方法での結果 $((6,368 - 7,697) \div 7,697 \times 100 =)$ -17.3 が表には示されている。けれども他教区との比較のために「旧東京教区」を表に追加してある（これには教区番号は付けられていない）。旧東京教区の2016年度末の数字は、当該年度の東京教区の数字17,401と西東京教区の数字6,368を加えた数字23,768となっている。いわば「旧東京教区」は仮想教区である。

このような操作によって、表の「ゼロ年数」の計算式は異なってくる。「ゼロ年数」の欄の数字は、1990年度末から2016年度末の26年間の増減数が今後も、同

じ数だけ継続すると仮定すれば、2016年度の現住陪餐会員数がゼロになるのは何年先かを示した数字である。例えば、「全国総数」で示される教団所属の教会・伝道所の現住陪餐会員数がゼロになるのは、 $(81887 \div 21070) \times 26 = 101$ （小数点第2位を四捨五入）と計算される。前述の操作によって、東京教区と西東京教区は26の代わりに1998年度から2016年度の18年間の18を用いて計算している。

「ゼロ年度」の欄は、「ゼロ年数」に2016を加えて、現住陪餐会員数がゼロになる西暦年度を示している。例えば、全国総数のゼロ年数101に2016を加えて2117となり、教団の信者は百年後にはゼロになる、ということを示している。もちろん、これらの数字は、単なる算数にすぎない。

第2表は、第1表から作成したものである

表2 現住陪餐会員数の変化とゼロ年度（2）

順位	1990年度			順位	2016年度			順位	1990年度～2016年度			順位	教区名	ゼロ年数	ゼロ歳
	教区名	実数 人	全国比 %		教区名	実数 人	全国比 %		教区名	増減数 人	変化率 %				
1	⑤東京	29,926	29.1		旧東京	23,769	29.0	1	⑦沖縄	-334	-39.2	1	⑦沖縄	40	2056
	旧東京	29,926	29.1	1	⑤東京	17,401	21.3	2	⑤四国	-1,324	-34.7	2	⑤四国	49	2065
2	⑦神奈川	8,450	8.2	2	⑦神奈川	8,133	9.9	3	④西中国	-955	-34.3	3	④西中国	50	2066
3	⑫兵庫	8,360	8.1	3	⑫兵庫	6,834	8.3	4	⑩九州	-1,999	-33.0	4	⑩九州	53	2069
4	⑪大阪	8,338	8.1	4	⑪大阪	6,793	8.3	5	⑬東中国	-888	-31.4	5	⑬東中国	57	2073
5	④関東	6,967	6.8	5	④関東	6,445	7.9	6	②奥羽	-723	-30.8	6	②奥羽	59	2075
6	⑩九州	6,050	5.9	6	⑥西東京	6,368	7.8	7	⑩京都	-1,331	-28.4	7	⑩京都	66	2082
7	⑨中部	6,043	5.9	7	⑨中部	4,814	5.9	8	③東北	-904	-27.6	8	③東北	68	2084
8	⑧東海	4,983	4.8	8	⑧東海	4,421	5.4	9	①北海	-756	-23.4	9	⑤東京	72	2088
9	⑩京都	4,690	4.6	9	⑩九州	4,051	4.9		旧東京	-6,157	-20.6	10	①北海	85	2101
10	⑤四国	3,821	3.7	10	⑩京都	3,359	4.1	10	⑨中部	-1,229	-20.3	11	⑥西東京	86	2102
11	③東北	3,281	3.2	11	⑤四国	2,497	3.0	11	⑤東京	-4,368	-20.1		旧東京	100	2116
12	①北海	3,232	3.1	12	①北海	2,476	3.0	12	⑪大阪	-1,545	-18.5	12	⑨中部	102	2118
13	⑬東中国	2,830	2.7	13	③東北	2,377	2.9	13	⑫兵庫	-1,526	-18.3	13	⑪大阪	114	2130
14	④西中国	2,786	2.7	14	⑬東中国	1,942	2.4	14	⑥西東京	-1,329	-17.3	14	⑫兵庫	116	2132
15	②奥羽	2,350	2.3	15	④西中国	1,831	2.2	15	⑧東海	-562	-11.3	15	⑧東海	205	2221
16	⑦沖縄	852	0.8	16	②奥羽	1,627	2.0	16	④関東	-522	-7.5	16	④関東	321	2337
17	⑥西東京	0	0.0	17	⑦沖縄	518	0.6	17	⑦神奈川	-317	-3.8	17	⑦神奈川	667	2683
	全国総数	102,957	100.0		全国総数	81,887	100.0		全国総数	-21,070	-20.5		全国総数	101	2117

（出所）表1より作成。

まず現住陪餐会員の実数を見てみると、1990年度と2016年度では上位5教区の順位は不変である。そのうち旧東京教区は教団の現住陪餐会員数の29%を占め、他の教区よりも圧倒的に大きな教区であると言える。2番目に規模の大きい教区である神奈川教区でさえ2016年度でも9.9%である。しかしながら東京都、千葉県、神奈川県を合わせて2016年度では38.9%を占めている。埼玉県は関東教区の一部であるが、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県のいわゆる首都圏では、全国の教団の現住陪餐会員数の40%を優に超えると推察することが出来る。

兵庫教区、大阪教区を加えた、上位5位までの教区の現住陪餐会員数の全国比の合計は1990年度で60.3%であったものが2016年度では63.4%と3.1%※上昇している。下位7教区（四国、東北、北海、東中国、西中国、奥羽、沖縄）の現住陪餐会員数の全国比の合計は、1990年度が18.6%であったが2016年度は16.2%と2.4%※減少していることと対照的である。中位4教区（九州、中部、東海、京都）の全国比の合計は1990年度が21.1%であったものが2016年度では20.3%となり、0.8%※減少している。つまり現住陪餐会員数は上位5教区の現住陪餐会員数の増加と、その他の12教区の現住陪餐会員数の減少にほぼ見合っていると言えるのである。

しかしながら、教団全体の現住陪餐会員数が20.5%減少しているのであるから、上位5教区といえども、現住陪餐会員数は減少していく。1990年度から2016年度までの26年間の減少率の大きい教区の順に並べてみると、30%台の減少率を示している教区は、大きい順で言えば、沖縄、四国、西中国、九州、東中国、奥羽の6教区である。減少率20%台の教区は、京都、東北、北海、旧東京、中部、東京、の6教区である。10%台は大阪、兵庫、西東京、東海の4教区である。関東、神奈川は一桁台である。

1990年度から2016年度までの現住陪餐会員数の減少が持続すると仮定して2016年度の現住陪餐会員数がゼロになるまでの年数を単純計算して、早い順番に見ていくと、今世紀中にゼロになる教区は、沖縄、四国、西中国、九州、東中国、奥羽、京都、東北、東京の9教区である。22世紀初頭にゼロになる教区は北海、西東京の2教区、教団は2117年度にはゼロになる。大阪、兵庫、東海、関東、神奈川教区は教団がなくなっても長く存続するということになっている。これは過去のデータの単純な計算による奇妙さである。

教区の現住陪餐会員の数字は、日本基督教団に所属する、一定地域内の教会・伝道所の信徒（教会員）数であり、教区の数字の合計が教団の現住陪餐会員数であって、それらの数字やその動向が個別教会・伝道所の動向を示すものではないのは当然である。個別教会・伝道所の現住陪餐会員数の動向とそれによって生じる課題はそれぞれに異なっている。本稿のようなマクロの集計値が示すことは、個別教会や伝道所に直接に妥当するものではない。教会・伝道所の実状や課題は個別教会・伝道所の課題である。教団や教区がマクロの数字を見て引き出す将来傾向が個別教会・伝道所の将来動向を動かしがたいものとするわけではない。ここには個別教会・伝道所の行動ないし対策の自由と結果への希望がある。

しかしながら、個別教会・伝道所の現住陪餐会員数が下落傾向を持続していくとすれば現住陪餐会員数がゼロになる日は必ず来る。したがって、本稿で確認した過去の動向は決して無意味ではない。

もちろん、現住陪餐会員数がゼロになっても、キリスト教信者がゼロになるわけではない。現住陪餐会員の中には教師が含まれていないからである。教師は、日本基督教団に所属するのであって個別教会や伝道所に所属してはいないからだ（教規123条②）。信徒はゼロになっても教師はいるわけだから、説教者は存在する。説教者が存在するということは礼拝において信者（受洗者＝現住陪餐会員）を起こすことができるということである。その意味で現住陪餐会員のゼロ年は、教会が1世紀の初期教会の時代に戻ったということの意味しているに過ぎないと考えることができるかもしれない。しかしながら、信徒のいない教会は教会なのかという疑問も起こる。

当然、信徒がゼロになるまでには、各個教会や伝道所にはさまざまな問題が生じる、宗教法人として維持できない教会も生じるであろうし、教会・伝道所の閉鎖や合併も生じるであろう（飯塚2020、伊藤2020）。教師の謝儀は減少していくであろう。

表1や表2が示すゼロ年は教区において大きな違いがある。この点は、現住陪餐会員数が減少することによる問題が教会・伝道所にとって重要であるということを確認するまでの時間的差が生じることを意味する。ある教区が、現住陪餐会員数の減少が当該教区にとって重要な問題になったとしても他の教区に共感してもらえない可能性もある。教区によって、問題の優先度は異なる。現住陪餐会員数の

減少や財政上の問題以上に重要な問題がある教区もあるだろう。現住陪餐会員の減少による財政上の問題は経常収支の問題であって、それぞれの教区や教会・伝道所の資産状態によって財政問題への反応は違ってくる。けれども経常収支上の財政の悪化は資産状態によって一時的に補填されるだけで、現住陪餐会員数ゼロ年を先延ばしにするだけである。

（3）現住陪餐会員の年代別構成比の推移と現住陪餐会員数ゼロ年

第3表は、2008年度末から2018年度末までの10年間の教団の現住陪餐会員数とその年代別構成比の推移を示したものである。一番下の行は、2018年度末の現住陪餐会員の年代別数値である。表によれば、直近10年間で現住陪餐会員は13,497人（14.6%）減少している。

この数値が今後も続くとして、現住陪餐会員ゼロ年を計算すると2076（ $=78843 \div 13497 \times 10 + 2018$ ）年度である。これは、第1表が示すゼロ年より早くなっている。危機は遠のいているのではない。

2018年度末の70歳以上の現住陪餐会員数36,110人に注目してみると、20年後にはこの数字は、ほぼゼロになると想定できる。なぜなら、2019年7月30日に厚生労働省が発表した日本人の平均寿命は、女性が87.32歳、男性が81.25歳であることを考えるなら、2018年度末に70歳であった人は、20年後には90歳であるからだ。この20年間、70歳未満の人の死亡率をゼロと仮定し、2018年度の受洗者数1,086人が20年間同数とすると、現住陪餐会員数数は、2038年度末は64,453（ $=78843 - 36110 + 21720$ ）人となり、2018年度末に比して14,390人（ $=78843 - 64453$ ）（18.3%）減少する。この数字をもとに計算すると現住陪餐会員ゼロ年は2127（ $=(64453 \div 14390) \times 20 + 2038$ ）年となり、表1で示され教団ゼロ年2117年より10年遅くなっている。

これらは、現在のデータをもとにした仮説的計算にすぎない。

表3 教団の現住陪餐会員年齢別構成比：2008年度～2018年度（単位％）

年度	現住陪餐 会員数人	30歳 未満%	30歳 代 %	40歳 代%	50歳 代%	60歳 代%	70歳 以上%
2008	92,340	5.4	8.4	12.7	15.7	26.5	31.4
2009	91,666	5.3	7.9	12.5	14.9	26.5	33.8
2010	90,184	5.2	7.6	12.2	14.5	24.8	35.7
2011	89,157	5.2	7.1	11.9	14.5	24	38.8
2012	88,110	5.1	6.7	11.7	14.3	23.3	38.8
2013	86,131	4.9	6.2	11.6	14.4	22.6	40.3
2014	85,001	4.9	5.8	11.3	14.5	22.3	41.1
2015	83,884	4.8	5.5	10.9	14.7	21.9	42
2016	81,887	4.8	5.3	10.6	14.7	21.2	43.3
2017	80,518	4.7	5.2	10.1	14.6	20.7	44.5
2018	78,843	4.8	5.1	9.8	14.7	19.8	45.8
2018	78,843	3,784	4,021	7,727	11,590	15,611	36,110

（出所）年齢別構成比は、信徒の友編集部「データで見る日本基督教団の教勢推移」『信徒の友』2020年7月号、15頁の図から、現住陪餐会員数は『日本基督教団年鑑』から、作成した。

（４）伝道問題と財政問題の因果関係

教団は、各教区を通して当該教区内の個別教会・伝道所の教勢を教団に報告する。教団はそれらの教勢を集計して『教団年鑑』を作成する。したがって、教団は、教勢の全国的傾向をデータでいち早く察知することができる。察知された教勢の全国的な傾向から生じる問題を解決するための対策を講じることを考える。けれども、各教区や個別教会・伝道所の意思を無視して何らかの対策をとることはできない。教団は、教勢低下、特に現住陪餐会員数の減少がもたらす影響について警鐘を鳴らすことによって、宗教団体として何らかの一致した対策を見出す努力をせざるを得ない。教団のとり対策は、教区総会で選ばれる教団総会議員の会議（教団総会）で決定される。現住陪餐会員数の減少に対する対策も教区総会議員による議決によって実行されていくことになる。このことは、教区総会議員を送り出している個別教会・伝道所の役員（長老）ひいては教会員が現住陪餐会員数の減少がもたらす影響についての理解と問題の重要性の認識が重要になってくる、といえるかもしれない。

個別教会・伝道所においては、現住陪餐会員数の減少がもたらす影響と対策は直接的に実感される。現住陪餐会員（教会員）数の減少は、月定献金や礼拝献金の減少を通じて、経常会計収入の減少となる。経常収入の減少は経常支出を削減

する圧力になる。個別教会の支出の大部分は、教職への「謝儀」である。教師への「謝儀」は教会の献金収入の減少によって即座に下げることができない。そのため他の支出を削減せざるを得なくなってくる。他の支出の中には、教区への負担金がある。この負担金は教区の経常収入となる。個別教会・伝道所の経常収入の減少は、教区への負担金の減少圧力となる。各教区は、教団へ負担金を納入する。教団負担金は教団の経常収入となる。教団負担金の減少は、負担金以外の収入（献金）を拡大するか支出を減少せざるを得なくなっていく。

現住陪餐会員数減少による個別教会・伝道所の献金収入の減少が経常収支を悪化させる。経常収支を改善するために支出を削減すると資金面から教会活動を縮小せざるを得なくなる。もちろん現住陪餐会員の減少は、教会学校等の教会活動奉仕者を減少させ一層教会活動を減退させる。それゆえ現住陪餐会員の減少は資金的にも人的にも教会活動を一層減退させるという悪循環に陥る。教会という宗教団体の目標は信者を増やし信者を育成ことであるということから教会の使命は信者つまり現住陪餐会員を増やしていくことである。したがって、教会・伝道所、教区、教団の財政問題と伝道問題は現住陪餐会員数の減少を媒介にして密接な関係があると考えられる。

次節では、教団が、現実の教会・伝道所、教区の財政問題への緩和、伝道の進展のために、何ができるかを求めてきた最近の努力の跡を教団の機関誌である『教団新報』をもとに確認していく。

2. 伝道・財政問題への教団の取り組み

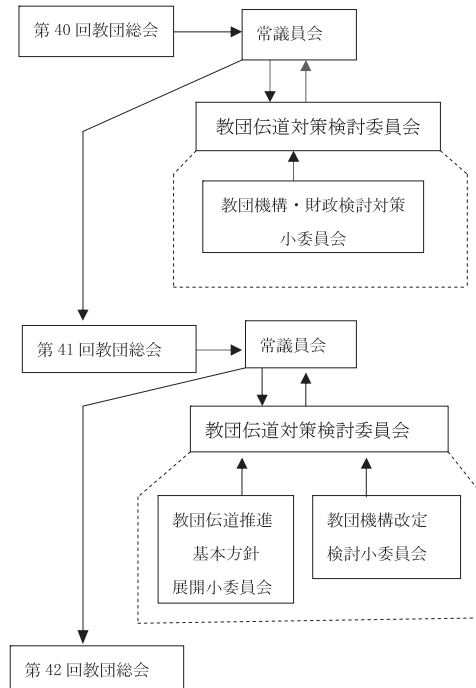
（1）地図

財政問題にしろ、伝道問題にしろ、何らかの行動を起こすには、最終的には教団総会の議決を必要とする。そのためには、常議員会が総会の議案として承認しなければならない。それゆえ、財政問題と伝道問題のための教団の努力とは具体的に教団総会への道なのである。教団総会は2年に1回10月に開催される。ある年の教団総会と2年後の教団総会との間の期間を「総会期」と呼んでおり、総会毎に総会議長、副議長、書記が改選され、各種委員会のメンバーも変更される。

図1は第40総会期と第41総会期において伝道・財政問題を検討してきた機構的

枠組みを示したものである。その中心は、2016年12月12・13日に開催された第40総会期第1回常議員会において設置が決まった「教団伝道対策検討委員会」である。図1は、2016年から2020年までの4年間の伝道・財政問題の検討の動き見失わないための地図である。

図1 伝道・財政問題検討の流れ



（２）２０１６年

1. 6月3日の予算決算委員会は諸教会の献金収入が毎年減少しているので、各教区からの教団負担金が今後、5年後、10年後を見通すときには更なる減少を覚悟しなければならないという「今後の教団財政の見通し」を発表した（『教団新報』第4844号、2016年7月23日、以下では号数と発行日のみを示す）。9月12日、13日の同委員会では「2020年度までは無理に予算を今の形で組めるかもしれないが、2020年度を越えた時には、教団財政は危機的になる見通しである」との見解

が示されている（4849・50、16年10月22日）。

2. 第40回教団総会（4851、16年11月26日）

教団財政の厳しい見通しを受けて、16年10月25日—27日に開催された「伝道する教団の建設—十字架の贖いを土台として—」を主題とする第40回教団総会で、石橋秀雄教団総会議長は議長報告の中で『2030年問題』など教会の内外で危機が叫ばれている状況の中、『伝道する教団の建設』こそが、教会のあるべき姿である」と述べ、更に、佐々木美知夫副議長は「教団は、これから財政的にも機構的にも重要な時期に入っていく。教団が伝道力をしっかり持って歩む、責任の重さを感じている」と再選後の挨拶で述べている。

石橋秀雄議長によれば、「日本基督教団は信徒減少による教会の消滅の危機、財政破綻の危機を迎えようとしている。第40回教団総会においてはこの危機を共有し、全教団的取り組みが急務であることを確認する総会となった」のである（4854、17年1月28日）。教団三役の一人・雲然俊美書記は「今総会期においては、特に教団のこれからを見据えた取り組みが必要であると思っています。昨年、予算決算委員会が発表した『今後の教団財政の見通し』内容に改めて驚きました。教団財政のきわめて厳しい見通しがかかれていたからです。この意味しているところは、教団所属の教会・伝道所の教勢の低下ということです。それは、教団の組織や財政のあり方の見直しのほか、各個教会・伝道所および各教区のあり方や運営の見直しといったことにも影響が及ぶことと思います。」と述べている（4855、2月18日）。

第40回教団総会では教団財政の危機的状況を認め、そのために必要な機構改革、財政改革に向かうことになったのである。もちろん課題を認めたとしてもこれらの改革が直ちに実現するわけではない。これから、具体的な方策を決定し、それを実行し、効果を発揮するまでには時間がかかる。教団として実効策を実施するには教団総会の決議が必要になるからである。とはいえ、一応のルールが引かれたことが重要なのである。

3. 教団伝道対策検討委員会の設立（4854、17年1月28日）

2016年12月12—13日に開催された第40総会期第1回定議委員会で「教団伝道対策検討委員会の設置」が石橋議長から提案され質疑応答の結果、承認された。石橋議長は質問に答えて「この委員会は、洗礼者を生みだすための組織改革を検討す

る委員会である」と答えている。

つまり現住陪餐会員を増やすことが目指されているということである。教団財政の危機的状況の大きな原因は現住陪餐会員数の減少にあるのだから、教会・伝道所の信徒を増やすことが目指されるのは当然である。それは宗教団体の目的でもある。

（３）２０１７年

４．第1回教団伝道対策検討委員会（4856、17年3月11日）

17年1月30日に、8名の教区議長（北海、東北、関東、東京、中部、大阪、四国、九州）と三役の他、5人の常議員（東野尚久（教職）、望月克仁（信徒）、佐久間文雄（信徒）、遠藤道雄（信徒）、中寫暁彦（信徒））の16名を委員とし、予算決算委員長と総務幹事、財務幹事、宣教担当幹事を常時陪席者とする、教団伝道対策検討委員会（委員長：石橋教団議長、書記：雲然教団総会書記）の第1回目が開催された。

本委員会の目的は「教団の各委員会の組織と財政のあり方の見直しを含め、教会・教区・教団における伝道力の命と力を回復し、伝道力を高める体制を整えることを検討する」（本委員会設置議案より）ことを確認し、石橋議長が、教団の伝道力の命と力の回復のために、①教団の教勢低下の状況分析、②伝道推進基本方策提案（祈祷運動、信徒運動、献金運動）③機構改正・財政検討案（宣教委員会改組、伝道戦略検討、伝道協力推進など）について発題をした。その発言に対する協議の中で、「教勢の低下など統計的な面から議論がなされていることに対する異議^④」が出されたことが報じられている。

５．全国教区議長会議（4865、17年7月22日）

17年6月5日に開催された第40総会期第1回全国教区議長会議では、各教区の伝道の現状と伝道の進展の具体的取り組みの報告を互いに聞き合い、教団伝道推進基本方針について協議した。協議において、「教団財政が危機的な状況に向かっていることは理解しているが、そのことと伝道推進ということが結びつかない」という意見が出された。佐々木美知夫副議長より、教団機構・財政検討小委員会（委員長：佐々木美知夫副議長）を設置することについて説明がなされた。これについては、「教団における伝道推進ということと財政のことが結びつかないの

で反対である⁽³⁾」という意見が出された。

6. 教団伝道推進基本方針の制定（4968、2017年9月16日）

17年7月10・11日に開催された第40総会期第2回常議員会では「教団伝道推進基本方針」が審議のうえ制定された。さらに伝道対策検討委員会から教団機構・財政検討小委員会の設置が報告された。

7. 教団伝道対策検討委員会の検討の課題（4872、17年12月2日）

17年9月6日、第4回伝道対策検討委員会が開催され、佐々木美知夫・教団機構・財政検討小委員長から、①33総会期「教団機構改正・財政検討委員会」答申、②35総会期「教団機構検討特設委員会」答申、③39総会期「将来構想検討委員会」報告の整理・分析・検討をし、④予算決算委員会における教団財政検討内容を確認した⁽⁴⁾こと、⑤今後、各教区の機構や他教派の機構なども参考にして検討を進めることにしていることが報告された。続いて、三役から資料『『教団伝道推進基本方針』の展開に向けて』により「教区伝道推進基本方針」の具体的展開案が紹介されたほか、資料「全国伝道推進献金（試案）」により、教団各個教会・伝道所の伝道と基礎的財政を支える献金制度案が提示された。

8. 全国財務委員長会議（4870、17年10月28日）

17年9月25日・26日には第40総会期第1回全国財務委員長会議が開催され、各教区から現住陪餐会員の減少に伴い教区運営に苦痛している現状がたられ、教団財政の更なるスリム化が求められた。2日目には「伝道を支える教区財政」と題して東北教区、中部教区、東中国教区議長から発題があった。全国財務委員長会議の後に開かれた第40総会期第3回予算決算委員会⁽⁵⁾では、多くの教区において財政が厳しい中でも伝道を進展させるための工夫がなされており昨年度よりも中身の濃い議論が行われたと今回の全国財務委員長会議を評価した（4870（17年10月28日））。

9. 全国教区議長会議（4875、2018年1月27日）

12月11日・12日、40総会期第2回全国教区議長会議が行われ、伝道対策検討委員会報告と同委員会が設置した教団機構・財政検討小委員会報告がなされた。①教団における信仰の一致は何か、②伝道対策検討委員会で審議している伝道の概念は何か、⁽⁶⁾③小規模教会に対してどのような支援をしているのか、等々が協議された。⁽⁷⁾その後、各教区議長から、教区における伝道の取り組みの現状と課題につ

いて報告がされた。

（４）２０１８年

10. 教団機構・財政検討小委員会中間報告（4876、2018年2月27日）

18年1月18日、第40総会期第5回教団伝道対策検討委員会が開催され、教団機構・財政検討小委員会の中間報告がなされた。これまでの教団機構改正を振り返り、機構検討の基本方針を定め、次のような内容の教団機構改定案が示された。

- ① 財政規模に応じた教団機構を考え、委員会を改編し、総務局と伝道局を設置する
- ② 教団総会では法定議案を中心に扱い、議員数を減らし、経費を削減する。
- ③ 日本伝道の喜びが教団全体に満ちることを願って、小規模教会に対する財政支援（新たな献金制度）を創設する。
- ④ キリスト教学校・社会福祉団体におけるキリスト者の働き手を育てるために、「教団奨学金」をつくる。
- ⑤ 出版局に関して、第35総会期教団機構検討特設委員会の答申内容を確認する。

さらに、教団機構改定については、第41回教団総会において審議することが提案された。協議の後、伝道対策検討委員会としては、この「中間報告」の検討の方向性を承認し、第4回常議員会において報告し、協議することとした。

11. 第4回常議員会（4877・78、2018年3月3日）

18年2月5・6日、第40総会期第4回定議員会が開催された。教団伝道対策検討委員会報告が行われその中で教団機構・財政検討小委員会の「中間報告」がなされた。佐々木美知夫・小委員長は「教団は、50年、68年と過去2回、機構改正を行ったが、今回は、これを上回る大幅なものを考えている。第41回教団総会に、機構改定議案、関連教規変更議案を提出したい」として次の検討内容4項目を説明した。

（１）「教団機構の改定と財政」。

- ①教団の取り扱い事項全てに委員会を配置する在り方を改め、各部門の審議・議決は一つの委員会が行う。
- ②特設委員会は置かず、委員会数、経費の削減を図る。

③現在の委員会を改編し、総務部、伝道部を置く。

(2)「教団総会の規模と在り方」。

①教団財政における負担軽減のため、教団総会を一泊二日とし、法定議案を中心に扱い、議員数200名、会場は教会を用いる。

②法定議案以外は、宣教方策会議を『大会』とし、大会で可決し、常議員会を経て次の総会に提出する。

(3)「各個教会強化への財政支援」。

一定規模に達していない教会・伝道所の財政基盤への援助を行う『全国伝道推進献金』の設置。

(4)「伝道・教育・社会福祉分野の人材供給に関する財政支援」。

将来、教会やキリスト教学校、社会福祉団体で働く者を支える奨学金のため『若木献金』を設置。

以上の報告をうけて、常議員による活発な質疑応答があった。質疑の中で、今回の変更が、毎年500万円ずつ収入が減っている現状を踏まえ、2億5千万円の負担金を2億円、1億5千万円の人件費を1億円規模にすることを目指し、10年間を維持できるようにするための変更であることが明らかになった。今後の進め方については、石橋議長は、「丁寧に進めなければならぬので余裕をもって行う」ということを付して承認を求めた。具体的には第41回総会では扱わず、中間報告をもとに作業を進め、教区総会に進捗を報告しながら進めるということである。こうして、小委員会の「中間報告」は賛成多数で承認された。

12. 教団機構・財政検討小委員会より三案提示（4882、18年5月26日）

18年4月3日、第6回教団伝道対策検討委員会で、教団機構・財政検討小委員会より「教団機構改定案・骨子」、「全国伝道推進献金試案」、「教団奨学金献金試案」が提示され、以下のように説明された。

日本伝道においては、各地域に立てられ、地域に仕えて伝道している教会・伝道所が伝道の拠点であり、それらを支えることが日本伝道の進展をもたらすものである。そのことを踏まえて、教団常議員会において、「祈祷運動」、「信徒運動」、「献金運動」の三つを柱とする「教団伝道推進基本方針」を策定した。伝道に集中する体制を整えるために、教団の機構と財政の検討が必要であることから、教団総会議員の減員、常議員会構成員見直し、現行委員会制の改編（総務部、伝道

局の設置など）を内容とする「教団機構改定案・骨子」を、また各個教会・伝道所の基礎的財政支援と伝道力の向上・充実のための「全国伝道推進献金」を、さらに、教団と協力関係にある学校、幼稚園、保育園、施設等との関係維持発展のためにキリスト者の働き人を生み出し、支える「教団奨学金献金」を実施する。

13. 「教団機構改定案骨子」教区総会で説明（4886・87、2018年8月4日）

18年7月5日。第7回伝道対策検討委員会において、各教区総会で教団問安使が説明した「教団機構改定案骨子」に対する意見が報告され、それを踏まえて、教団機構改定案の検討に入った。協議の後、本検討委員会より、常議員会に、次総会期も伝道対策検討委員会を継続して設置することを提案することとした。

14. 第6回常議員会（4886・87、18年8月4日）

18年7月9・10日、第40総会期第6回常議員会の2日目に「教団伝道推進に関する件」が上程され、「伝道推進基本方針」の展開と「献金運動」の具体化を進め、機構改定を検討することが提案された。協議の上、雲然俊美書記は、委員や予算を詰めた上で10月の常議員会に再提案する方向を示し、提案者の石橋秀雄議長は、伝道対策検討委員会継続の姿勢を示しつつ、「議案を取り下げ、整えた上で、新たに提案する」と述べた。

15. 第40総会期最後の教団伝道対策検討委員会（4892、2018年11月24日）

18年8月31日、第8回教団伝道対策検討委員会が開催された。第6回常議員会において、議案「教団伝道推進に関する件」（①「伝道推進基本方針」展開、②「献金運動」具体化、③伝道推進を目的とした教団機構改定検討）は内容を整えて次回常議員会に提案することになったことが報告された。次総会期に本検討委員会を継続して設置することに関して、石橋委員長は、これまでの委員構成（三役を含む常議員8名、教区議長8名）に伝道推進室書記を加え、伝道の取り組みや「献金運動」の推進を具体化する委員会とすることを提案した。

さらに、今後検討すべき事柄について話し合い、①第41回教団総会において教団機構改定について協議する時間を持つことを教団総会準備委員会に提案すること、②常議員会における検討を進めるために第41総会期第1回常議員会において、これまでの機構改定に関する議論や課題等について協議する時間を持ち「機構改定案骨子」の内容を実質的に審議することにしてほしいとの意見が出された。

教団が持っているネットワークの大切さを確認したこと、全国教区議長会議を複

数回開催したことは大変意義があったこと、常議員会・本検討委員会・全国教区議長会議それぞれにおける検討がかみ合っていないことなど、本委員会を総括した。そうして、最後に、石橋委員長が各委員会の苦労に対して感謝し、今総会期最後の検討委員会を終えた。

16. 第41回教団総会（4892、2018年11月24日）

18年10月23日～25日、第41回教団総会（主題「伝道する教団の建設—伝道の命と力の回復—」）が開催された。石橋議長はその議長報告で次のように述べている。「2016年度の受洗者は939名で、教団創設以来最少の受洗者だった。教会にしからずと与えられていない『伝道の命と力』の回復が求められている。主の伝道命令に忠実に従い、『伝道する教団の建設』を進めるため、三役・教区議長8名・常議員8名で構成する教団伝道対策検討委員会を設置し、議論を深めて、第42回教団総会に『教団機構改定議案』を提出する」。

本総会で、石橋秀雄教団総会議長、久世そらち副議長、雲然俊美書記が選ばれた。2018年4月に着任した秋山徹総幹事と共に新しい四役で教団の舵取りを担うことになる。『伝道する教団の建設』を掲げて機構改定に実質的に着手する総会期となる。全教団的に取り組むことが求められている、と『教団新報』の記者は述べている。

総会2日目には、18年の各教区総会において「教団機構改定骨子案」が示されたことを受けて教団全体の意見を聞く初めての協議会の場が設定された。質疑応答はなく17名の発言者があり、①財政問題からのみの機構改定が先行することで、そもそもの伝道論や宣教論が希薄になることへの危惧、②教団紛争において顕著になった、いわゆる教会派、社会派と言われる教会群を越えての改革が必要、③他教派の改革実情調査、青年伝道、離島・過疎地の伝道、信徒育成、献金運動など、発言は多岐にわたった、と報じられている。

一つの結論や協議会としての着地点があったわけではなく、それぞれの発言を踏まえて骨子案への具体的肉付け、展開、提案が今後必要で、41総会期の最も重要な案件となる、と『教団新報』は言っている。

17. 期待される伝道推進信徒運動の展開（4893・94、2018年11月24日）

石橋秀雄議長は『「伝道推進基本方針」の具体的展開を求めて』と題する「三役の抱負と祈り」のなかで次のように「伝道推進信徒運動の展開」に期待を寄せ

ている。

『危機は好機』と言われるが、教団の危機が叫ばれる中で、対立を越えて全教団的な議論がなされ、日本伝道の推進ということで一致し『教団伝道推進基本方針』が定められ、第41回総会期になすべきことが鮮明にされたことは感謝である。この『伝道推進基本方針』の具体的展開が求められている。『聖書を読んで祈って伝道する』信徒運動によって教団の伝道を推進していきたい。毎日熱心に聖書を読んで、熱く祈り、献金を喜んで献げる信徒が1000人、3000人、5000人、1万人と膨らんでいったらどれほどの日本伝道の推進力になっていくだろうか。伝道の恵みに与り、伝道を喜び、伝道を楽しむ伝道推進信徒運動を展開することができたなら教団の明日が開かれる。(1) 拠点教会（その地にその教会しかない）のために祈り、支える。(2) 教区の伝道推進のために祈り、支える。(3) 神学校の献身者のために祈り、支える。(4) 学校伝道・青年伝道のために祈り、支える。以上を中心にして、『伝道推進室』がこの運動に仕え、教区、教会についての伝道推進に仕える企画と具体的伝道協力を進める。『伝道資金』の将来性を鑑み、教団の伝道を献金運動として展開して血の通う教団にする。

18. 第2回定議員会（4895、2019年1月26日）

18年12月27・28日、第41総会期第2回常議員会が開催された。石橋議長は「信仰告白、教憲・教規において一致し、主の御体なる教会として伝道の命と力の回復をしつつ機構改定をしていく。沖縄が次期総会にもどってくることを切望するとともに、合同50周年には議長として声明を出したい」との挨拶を行った。

第1日目の夜、「伝道推進・教団機構改定に関する協議会」が行われた。機構改定の方角性について初めてのまとまった常議員会での協議会である。進行役の雲然俊美書記は、協議会の意図はこれまでの議論の流れと進み具合を今総会期の定議員会で共有することであり、協議会の目的は「率直な意見を出し合って今後の方向性を定めることであり、何らかの決議に達することではない、と伝え、今期常議員会は、次総会で機構改定を議案として上程することをめざして話しを進めたいと述べた。協議会は、

- ① 各自が教団財政問題に危機感を持ち、自身のこととして深刻に受け止めようとの強い呼びかけから始まった。
- ② それに対して、「教団が残っても全国の教会がなくなっては意味がない。伝

道の主体は各個教会なので、各個教会存続の問題とどうつなげるのかが機構改定の柱の一つだ」との意見が出された。教会・教区・教団の働きが重複するために生じる無駄を整理し、それぞれにしかできない務めを見定めようと述べられた。教団にしか出来ない役割の絞り込みが、改定実施の道を開くとの見解である。

- ③ 実施には教団の一致が不可欠なので、沖縄教区の復帰と北村問題の解決が今総会期内にと望む声があったが、課題を財政問題に絞り込んで進めようとの意見が繰り返し出された。「伝道の命の回復」には必ず経費が生じ、「お金の問題が付いてくる」からである。常議員会は『骨子案』の教団組織のスリム化や全国献金といった財政的提案をより良いようにして次総会で議案上程する責務を負う、と常議員会の責任が強調された。
- ④ 教団と教区を分ける考えに対して、地方から都市の教区へと移住する青年層に配慮できるのは教団だとの意見があった。教会・教区が生み出した信徒が教団の一員であり続けるために、教団は教会・教区間のネットワーク作りを期待されている。
- ⑤ 改定により総会議員数が縮小され、少数意見が全体に届かなくなるとの危惧表明があった。関連して、各教区からの議員数について工夫と配慮が望まれた。
- ⑥ 危機感から守りの姿勢に入り、伝道推進の気概が損なわれることが懸念された。今を蓄積の時と捉え、喜びをもって伝道することで一致し、献身と献金を行いたいという複数の声が上がった。

協議会の終わりに、雲然書記は、これからの柱とすべき事柄が挙げられたこと、それらを軸に三役で話し合い、伝道対策検討委員会で更に議論を深める予定である、と告げた。

2日目には、石橋議長が提案した伝道対策検討委員会の委員選任案を可決した。提案された委員：（三役）石橋秀雄総会議長、久世そらち副議長、雲然俊美書記／（常議員）佐久間文雄（信徒）、井田昌之（信徒、常任常議員）、望月克己（信徒、常任常議員）、河田直子（信徒）、／網中彰子・伝道推進室書記／奥羽、東京、神奈川、大阪、兵庫、東中国、西中国、四国各教区議長、の16名である（4895、2019.1.26）。

第40総会期の委員に比べると北海、東北、関東、中部、九州教区議長が抜け、奥羽、神奈川、兵庫、東中国、西中国教区議長が加わった。2総会期にわたっての委員は、東京（岸俊彦）、大阪（小笠原純）、四国（黒田若雄）の4教区議長である。三役の内、副議長が佐々木美知夫から久世そらちに代わり、常議員から東野尚志（教職）と遠藤道雄（信徒）、中島暁彦（信徒、常任常議員）が抜け、井田昌之（信徒）と河田道子（信徒）が新たに加わった。伝道推進室書記が加わるようになったのは、伝道推進室委員であった中島暁彦の代わりに伝道推進室が継続的に関わるためである。なお、予算決算委員長は陪席者ではなくなった。

（５）２０１９年

19. 19年1月29日、第1回教団伝道対策検討委員会（4897・98号、2019年3月2日）

この委員会は、前総会期の教団伝道対策検討委員会の継続として常議員会の下に設置されたもので、メンバーは、委員が、教団三役、常議員4名と8教区総会議長と伝道推進室書記の16名、陪席者として常任常議員および総幹事他幹事4名であること、委員会の目的は「教団伝道推進基本方針」の具体的な展開を伝道推進室と連携して実施すること、および、教団の伝道を推進しつつ教団機構改定に取り組み、その議案化を図ることであることが確認された。

石橋秀雄議長を委員長に、雲然俊美書記を委員会書記に選任した後、第41回教団総会「教団伝道推進と教団機構改定に関する協議会」と第2回常議員会「教団伝道推進・機構改定に関する協議会」の報告がなされた。続いて、石橋委員長より

①教団伝道推進基本方針の展開を検討する「教団伝道推進基本方針展開小委員会」の設置、②教会・教区の伝道に仕え、教団の伝道を推進するための機構改革を検討する「教団機構改定検討小委員会」の設置、③検討内容の教区・教会への周知をはかると共に、沖縄教区に配慮することが提案された。協議の後、委員会として、この提案を承認して次のように小委員会委員を選任した。

- ①「教団伝道推進基本方針展開検討小委員会」：岸俊彦（委員長）、雲然俊美（書記）、望月克仁、河田直子、網中彰子（伝道推進室書記）。②「教団機構改定検討小委員会」：久世そらち（委員長）、黒田若雄（書記）、佐久間文雄、井田昌之、小西望（陪席、常任常議員）。

協議において、①教団の伝道と財政について、②機構改定と運用面での改善について、③教区と教団の信頼関係を築くことについて、④「機構改定案骨子」をもとに検討を進めることについて、⑤沖縄教区との関係の持ち方について、⑥今後の検討のスケジュールについて等の諸課題を検討した。

石橋委員長は、教団議長として、今年の各教区総会で配布する教団伝道推進・機構改定に関する資料の作成のために第3回（臨時）常議員会を開催する意向を述べ、次回委員会において常議員会に提案する資料の原案を作成することとした。

20. 19年4月15日、第2回伝道対策検討委員会、(4908・09、2019年8月10日)

伝道推進基本方針展開検討小委員会から教団伝道推進基本方針の改訂案と、各教区総会で配布する同方針の具体的な展開案が、教団機構改定検討小委員会からは、各教区総会に配付する教団機構改定案が出され、これを承認した。同日午後には開催される第3回（臨時）常議員会にこの3つの提案をすることとした。

21. 19年7月27日、「教区総会を終えて」(4907、2019年7月27日)

「教団議長挨拶」において、伝道推進と機構改定の教団の課題を提示したこともあって、どの教区でも例年になく長い時間をとって下さって多くの問いや意見の交換をすることができた。教団より提示された内容が明確な改訂案というより、考慮すべき課題の提示が主であったので、賛成・反対の意見ではなく、様々な意見を聞くことが中心になった、と秋山徹総幹事総括している。

22. 19年7月5日、第3回伝道対策検討委員会 (4908・09、2019年8月10日)

各教区総会において出された意見を踏まえて、教団伝道推進基本方針展開検討小委員会から具体的な展開として、

①10月より毎月第3日曜日に「日本伝道推進を祈る日」を実施すること（各教区から祈りに覚える教会名を挙げてもらう、教団新報等にそれらの教会の紹介欄を設ける）、②「全国伝道推進献金」を実施することが提案され、これを承認した。

教団機構改定検討小委員会から、各教区より出された意見（①教団総会議員数の削減については小規模教会への配慮が必要、②組織の効率化を期待する、③中央集権化を危惧するなど）を踏まえて検討した結果、

①教団総会議員については、教区選出議員数を教師100名、信徒100名とし、それとは別に推薦議員を「16名を越えない範囲」とすること、

②議員配分における「一定数」（教師・信徒各3名）については1.5と2名の2案があること、

③常議員数は三役、教師6名、信徒6名とすることが提案され、これを承認した。

以上の検討の後、7月8日～9日開催の第4回常議員会に、「伝道推進基本方針」の具体的な展開については議案を提出すること、教団機構改定については現在の検討状況を報告し、意見を聞くこととした。

23. 19年9月13日、第4回教団伝道検討委員会（4912・13、2019年10月12日）

岸俊彦・教団伝道推進基本方針展開検討小委員長が教団伝道推進基本方針の具体的な取り組みの現状を報告した。久世そらち・教団機構改定検討補小委員長が、次のような教団機構改定案を報告した。①教団総会議員数を教師100名、信徒100名、推薦議員16名を超えないとする。②各教区選出について、最初に配分する議員数を教師2名、信徒2名とする。③常議員数を三役と、教師6名、信徒6名とする。協議の後、教団伝道対策検討委員会として二つの小委員会の報告を承認し、10月に開される、第5回常議員会に、教団伝道推進基本方針の具体的な展開の現状について報告すること、および教団機構改定案を提示することとした。

24. 19年9月26日～27日、第3回予算決算委員会、第1回全国財務委員長会議（4914、2019年11月9日）

①26日の予算決算委員会では、秋山徹総幹事、道家紀一総務幹事、大三島紀一財務幹事より、19年度補正予算案と20年度予算案が示された。20年度予算案では、負担金収入の減額に伴い、財政規模の縮小は避けられないが、教団の通常教務執行に支障がないよう配慮が加えられたものになっているが、可能な限り減額予算とした。予備費の支出が50万円のため、特別な支出があれば、差損に陥る財務体質に変わりはない、と説明があった。続いて、事務局より提示された20年度負担金算定案につき協議し、予算原案、20年度負担金算定案を全国財務委員長会議に提示することとなった。

②第41総会期第1回全国財務委員長会議では、欠席した沖縄教区を除く16教区の財務委員長全員から、止まらない信徒数減少に伴う献金額減少、教勢は確実に低下していること、教区全体の活動費も減り、支障が出てきている、それでも活動はなるべく縮小しないようにしていることが報告された。小規模教会と大規模教会、都市部と農村部の格差が激しいこと、小さい教会を助けようとすると大き

い教会の負担が大きくなりすぎることに、互助資金はだんだん増える傾向にあり、その財源はどうすべきか、独自の大きな問題を抱えた教区や教区全体の機構改定が喫緊の課題だとか、いつ必要となるかわからない災害応資金の準備が財政難の中にあっても避けて通れない案件だという意見が出された。

27日、年金局と出版局の報告の後、久世そらち教団副議長から「日本基督教団伝道推進基本方針における機構改定について」の発題があった。午後からは、それぞれの教区の問題点を分かち合った。若い人は生活そのものが精一杯でなかなか献金までは難しく高齢者の年金に支えられている教会が多いのが現状であること、そのような中、教区負担金をどのように決めていけばよいのかなど重い問題が山積していること、残念なことにこの厳しい財政状況はほとんど教会員一人一人にまで伝わっていない、しかし、信徒は知る必要があり、共に乗り越えなくてはならない、といった活発な意見があった。

③全国財務委員長会議終了後の予算決算委員会では20年度予算原案と各教区への負担金配賦額を決定した。全国財務委員長会議に関する協議では、各教区とも厳しい財政状況の中で、どうすれば教区運営が成り立つかという課題につき、中身の濃い議論等が交わされたと評価した上で、久世そらち副議長による発題を受け、機構改定後の教団予算策定について、予算決算委員会として未知数であることが懸念されるため、機構改定が第42回教団総会で可決されることを見越した新予算の策定が必要であることを確認した。

25. 19年10月7～8日、第5回常議員会、(4914、2019年11月9日)

教団伝道対策検討委員会報告の中で、岸俊彦・教団伝道推進基本方針検討小委員長は『信徒の友』に各教区からの「祈りに覚える教会」を掲載する企画について、第4回常議員会の議決からの変更について説明をくわえつつ取り組みの現状を説明した。

久世そらち・教団機構改定検討小委員長は、教団総会議員数案（議員数は教師100名、信徒100名、推薦議員は16名を超えない数とし、各教区選出議員数は、教師2名、信徒2名とすること、常議員数案（三役と教師6名、信徒6名とする）を提示した。事務局・委員会の改変については、重点が経費削減にあり、活動の縮小が肝要であると提言した。これらに伴って必要となる教規条文変更の具体的な協議には至っていない、ことも報告された。質疑と協議を終えて、伝道

対策検討委員会報告は承認された。

（６）２０２０年

26. 20年1月10日、第6回伝道対策検討委員会（4920、2012年2月15日）

岸俊彦・教団伝道推進基本方針展開検討小委員長は、『信徒の友』に「日本伝道の推進を祈る日」の連載が始まっていること、全国伝道推進献金が寄せられていることを報告した後に、教区に「伝道推進委員会」の設置を呼びかけること、「日本伝道の推進を祈る日」にかかわる教会や教区の取り組みを紹介すること、全国伝道推進献金運用指針を定めることを常議員会に提案したい、と述べた。協議の後、本委員会から常議員会に対して、上記の提案をすることを承認した。

久世そらち・機構改定検討小委員長は、「教団機構改定に関する教規変更案（教団機構改定検討小委員会試案）」により機構改定に関して変更する教規の条項とその内容について説明した。これに対して、様々な意見が出され、今後さらに小委員会において検討したうえで、常議員会に提案することとした。

27. 20年2月3・4日第41総会期第6回常議員会（4921・22、2020年2月29日）

久世そらち・教団機構改定検討小委員長は、「協議の概要」で、機構改定の目的を「教団財政の将来的危機に向けての緊急対策」と明示し、「教団の経費削減は各教区の負担金減となり、教会の維持と成長を導き、伝道に資する」とで作業の道筋を示した。小委員会は、軽費削減に向けて具体的なシミュレーションをおこない、これまでの協議・試算結果を、「教団総会議員数の変更に伴う経費の見通し」、「現行教規の条項と変更案の対照表」、「機構図案」、「機構改定の伴う事業活動の歳入歳出のイメージ」等の資料で表示しつつ報告を行った。

①教団総会費用を見直し、総会議員数を現行の400名から216名（教師100名、信徒100名、推薦議員16名）とし、教会会議を教会で開催する意義をも重視つつ会場を教会に変更すると、教団負担経費を1560万円削減して2240万円の出費を680万円に抑えられると算出。総会期中の活動も、常議員数を現行の30名から15名、常任常議員を10名から5名に縮小して経費削減を図る。議員数変更に伴い必須となる教規変更を、現行規則と変更案を併記して対照表で示した。

②「機構図案」で、教団組織として、（ア）伝道局と教務局を設置すると提案。伝道局は、各事業活動の実施に際して時限的実行委員会の設置や、自主活動団体

との連携を通して常設委員会数を減らし、会議費用等を縮小する。(イ) 教務局を総務部・対外部（世界宣教に関する働きと、国内他教派や他宗教との交渉を担当）・財務部・教市部を置く。教務局には、現在教団に勤務中の職員の継続配置を想定しており、早急な組織改編と人件費削減による経費縮小は望ましくない、と述べた。(ウ) これに対して、機構改定検討の発端が、教団經常支出で人件費が大きな割合を占めていることだったが、その解決案が示されていないとの指摘があった。小委員長は、この財政的緊急事態をまず総会費削減で乗り切り、職員の人件費は働き方の工夫や自然削減で長期的に行うと応答した。

③教務局の対外部について、世界宣教委員会は海外に宣教師を派遣していることから部の名称に「宣教」を残したいとの意見があった。また伝道局について、その働きを方向付ける規定の策定が強く望まれた。

石橋秀雄教団伝道対策検討委員長は、小委員会が議場の意見を受けて、次回の常議員会に備えると提言した。その上で第42期教団総会では総会議員数と伝道局設置を議案提出することと、それに向けて各教区総会で説明を行うことの承認を求め、議場はこれを可決した。

28. 20年2月24・25日、宣教方策会議（4923、2020年3月28日）

「日本基督教団のこれからを考える～伝道推進と機構改定～」を主題とし、教区代表者、報告・発題者、教団関係者等、69名が参加した。

一日目には、主題について、東北、関東、西東京、大阪、九州の各教区議長が報告した。東北、西東京、九州教区からは、教区の伝道の労苦と課題とそれに向き合う工夫に重きを置いた報告がなされ、関東、大阪教区からは、教団機構改定への要望に重きを置いた報告がなされた。

①東北、九州は、どうしても都市部の教会に信徒が集中してしまい、教区の中でも、教会間の格差が存在すること、広範囲に及ぶ教区の中の教会・伝道所を、孤立させずにどのようにつながっていくかという課題があることが報告された。

②関東、大阪からは、(ア)現時点で教団が想定している次期教団総会に議案を出すのは急ぎすぎではないか、(イ)今回の機構改定にあって、教団がどういう教団を目指すのかのビジョンを示すべき、(ウ)中央集権的になるのではなくもっと教区にゆだねるべきことがあるのではないか、という意見が出された。

一日目後半には、岸俊彦・伝道推進検討展開検討小委員長と久世そらち・機構

改定検討小委員長と守安久美子・全国婦人会連合常任委員が発題をした。岸・小委員長と久世・小委員長は、常議員会資料を提示して活動を報告した。その後、質疑では、機構改定検討小委員会への質問が相次いだ。①伝道局規定の素案作成状況、②教区がすでに構築しているネットワーク活用の可能性、③各教区の総会議員割り振りの妥当性、④新機構の中で戒規を扱う教師委員会が総務局の中に位置づけられことの妥当性について質問があった。

久世そらち・機構改定検討小委員長は、それぞれを検討中であると回答した上で、当小委員会の職務は、常議員会が教団総会に提出する機構改定の具体的原案を作成する実務にあり、機構改定に臨む教団の方向性の確立を目標とはしていないので質問が方向性を示す回答やビジョンの提示を期待しているのなら、それには応じきれないと述べた。しかしながら、さらに⑤教団の方向性や、機構改定後の教団全体像をどう描いているかについての質問があり、ビジョンなしに機構改定を進めるのは困難であるとの意見が出された。⑥教団が直面する財政危機を乗り越えるためには、財政課題を伝道推進活動から切り分けて簡潔かつ集中的に取り組むべきとの意見もあった。⑦沖縄教区の参加がない現状のまま協議を続けることを憂慮する声も聞かれ、様々な角度から今後の課題が示された。

宣教方策会議の2日目に行われた、伝道、教育、社会の三つの常設専門委員長からの発題を受けての全体会を経て、石橋教団総会議長は伝道局の内容が明確でないという意見に対して、伝道推進と機構改革の結びつきを強調しつつ、「2020年の総会においては教団総会議員数の削減の可決に集中し、伝道局については枠を造った上で、さらに議論を進めて行く」との方向性を示した。

29. 20年3月9日、第2回教団伝道推進基本方針展開検討小委員会と伝道推進室合同委員会（4924・25、2020年4月18日）

「日本伝道の推進を祈る日」の展開状況と「全国伝道推進献金」の現況及び取り扱いについて、報告と協議が行われた。「日本伝道の推進を祈る日」については、『信徒の友』に2教区（東京教区は支区）ずつ教会の紹介を行っているというその掲載状況が報告され、今後の掲載予定についての調整及び巻頭言担当者をそれぞれ決定した。

「全国伝道推進献金」は、3月9日現在で献金件数が140件、献金総額が156万384円であることが報告された。これまで献げられた2019年度の献金は3月末日をもっ

て閉め、献金報告および実務を伝道推進室および担当幹事が担当することを決定した。活動報告及び会計報告についての詳細および方法は、4月以降速やかに検討、実施することを決めた。教区への指定献金については教区へ、教会・伝道所への指定献金については、教区へ送金し、教区から献金のあった教会・伝道所に送金してもらうよう依頼することにした。また、アメリカ合衆国長老教会（PC USA）から教団伝道推進のために献げられた献金のうち100万円を、これまで『信徒の友』に掲載された10教区（支区）に等分して送金することなどを決定した。

30. 20年6月12日教区議長報告（4928・29、2020年6月27日）

教団三役と沖縄教区を除く全国16教区議長（2教区は副議長）、予算決算委員長、総幹事、幹事が参加するインターネット会議が行われた。中心的議題は、各教区の教会がコロナ危機の下でのどのように対応しているか、また教区総会についての報告と、そこから生じる意見や要望である。更には本年秋の教団総会の開催をどうするかについて意見交換をし、これらについて各教区議長の意見を聞くことであった。沖縄教区からも文書で教区の状況は知らされた。

ほとんどの教区が総会を书面決議、議決権行使によって法定議題だけの賛否を問う形にしたことが報告された。教区財政の悪化から負担金の減免や、インターネット機材の整備や助言を求める声を受け止めて、教区として対応を考えるとともに教団としても検討するようにとの要望が多く出された。すべての教区でこの時期の教会財政が緊迫し牧師謝儀等に支障が生じてきている教会があるのではないかと心配から教区負担金の減免処置を検討していることが報告された。それらの財源を確保するために各教区が工夫している中で、教団負担金の減免に対する要望が強く出された。伝道資金の申請についても、各教区負担分についても、この非常事態に対応した処置が必要との指摘があった。教区や教会を支援する具体的な方策は石橋議長から「コロナ対策として災害対策基金やその他の資金によって、1億円規模の緊急援助を考えている」との発言があり、それに沿って常議員会で審議していくことになる。

今週秋の教団総会の開始をどうするかについては、雲然俊美書記より、「教団総会で機構改定について取り上げるように準備してきたが、各教区総会で議論できない状況で取り上げることができるのか。またどのような形で教団総会を持つ

べきか」との課題があることが示された。ほとんどの教区から、「教区総会で機構改定について、議論できなかったのも、教団総会で議題とすることは難しい」、「新型コロナウイルス感染の影響が見通せない状況で、東京で教団総会を開催するのは無理」との判断が述べられた。会場予定のメトロポリタンホテルのキャンセル料が問われ、道家紀一総務幹事は7月下旬までに申し入れれば約300万円、7月をすぎれば700万円あまりの見込みとの報告があった。

この会議で出された意見は、7月6～7日に開かれる定議員会に報告され、話し合われたことに基づいてこの危機に対する教団的な対応の具体的な実施の方向が決められることになる。

31. 20年7月 6日、 第41総会期第7回常議員会（4930・31、2010年8月1日）

教団四役、幹事ほか数名と常議員はオンラインで出席。開会時、常議員26名し出席した。「第42回教団総会関する件」（議長提案）では、「新型コロナウイルス感染症は、今なお脅威であり、感染リスクをなくすことはできないと判断し」「第42回教団総会は開催せず、41総会期を1年延長し、来年、第42回教団総会を開催する」ことが提案された。久世そらち副議長は、「2年分の報告書を作成し送付することにしている。承認は3年分を来年に行う」と述べた。

32. 「第42回教団総会延期のお知らせ」（4930・31、2020年8月1日）

「第41回総会期第7回定議員会は新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み、第42回教団総会を1年延期することを決定しました。第42回教団総会の開催日程、開催延期に伴う課題については、第41総会期第8回常議員会（10月26日）で決定します。」との「お知らせ」が秋山徹総幹事名前で掲載された。

以上の『教団新報』の記事は、教団の多くの諸委員会での長時間の議論を、限られた誌面で報告しているのであるから、議論の全てを報告することはできていない。海面に出ている氷山の表面を引っ掻いた爪の中に残ったもののほどのわずかなものであることも、真実は水面下に深く隠されていることも、文脈を抜きにした意見は発言者の意図を誤って受け取る危険性があることも承知している。が一方で、限られた誌面だからこそ、報告者は、読者に伝えるに値することを選んで報告しているのだと考えることもできる。いずれにしろ、『教団新報』からの限られたデータから示唆される課題を挙げることで本稿の結語としたい。

3. 残された課題

（1）与えられた時間的余裕

前節で、2016年から2020年までの4年間、2総会期における、教団伝道対策検討委員会の動きを中心に、教団が、伝道・財政問題に対してどのような対策を講じようとしているかを見てきた。2020年度以降の教団財政は危機的になるという予算決算委員会の警告に対して未だに有効な対策は取られていない。伝道や財政の問題への対策についての決定はあまりにも重要であるから4年という期間は短いのであろう。けれども、教団にとって重要な問題は必ずや教団総会で有効な対策が打ち出されなければならない。2020年秋に開催される予定の第42回教団総会が1年延期された。これまでの協議を踏まえて、不備な点を整える時間的猶予が与えられたと考えることができるかもしれない。

（2）機は熟したか

さらに、教団伝道対策検討委員会が全国教区総会議長会議を開催し教区の伝道の実情について互いに報告し合い、また予算決算委員会が全国財務委員長会議を開催して教区の財政について互に報告しあい、対策を協議していることは、教団と教区のコミュニケーションが図られていることの一証拠である。

しかしながら、4年の歳月を協議に協議を重ねてきた教団は、第40回教団総会は、「信徒減少による教会の消滅の危機、財政破綻の危機を共有し、全教団的取り組みが急務であることを確認することになった」という石橋教団総会議長の認識にもかかわらず、何らかの対策も決められていない。この事実、教団と教区のコミュニケーションがまだ十分ではない証拠でもあるのかもしれない。

この点は、2021年の第42回教団総会で、400名の議員の3分の2以上をもって、教規を改正できるほどに、教団の伝道・財政問題に対しての教師や信徒の理解は行き届いているのだろうか、という疑問を生じさせる。前節で、煩を厭わず、各会議での意見を列挙してきたのは教団の教師の意見を知らなければならないからである。

（３）ボールは信徒にも投げられている

教団の直面する伝道・財政問題については、教団の教師の間では理解が進んでいる。けれども「一致」があるわけではない。一方、教団総会議員の内46.7%を占める185人の信徒議員、そしてその信徒議員を選出する教区総会、教区総会議員を選ぶ各教会・伝道所の信徒の理解はどの程度進んでいるのだろうか。伝道問題に対して、教団伝道推進基本方策における祈祷運動、信徒運動、献金運動は、各教会・伝道所の信徒一人一人の理解があって有効に進んでいくと考えられる。石橋教団総会議長が伝道推進運動への信徒運動に期待する所以である。伝道推進に信徒を参与せしめるために、教区や各教会・伝道所がなしうることをなしていくことがあるのではないかと。ボールは、信徒側にも投げられているのではないかと。

2019年9月26～27日の全国財務委員長会議の出席者の「残念なことにこの厳しい財政状況はほとんど教会員一人一人にまで伝わっていない、しかし信徒は知る必要があり、共に乗り越えなくてはならない」という意見は的を得ている。教団伝道対策検討委員会の4年間のあゆみを追体験することによって、教会員一人一人が、教団の問題を自分の問題とみなすようになるならば「伝道力の命と力の回復」のささやかなモメントの一つになるのではないかと、と期待できるのではないと思われる。

1954年10月28日の第8回教団総会で議決された「生活綱領」を「具体的に捕捉し、説明した」『信徒必携』には、次のように書かれている。

「教会はこの世の諸団体と同じように、社会の中に立っていて、同じ制約の下にある。だから霊的な集団（エクレシア）であるとはいえ、共同体としての必要な組織を持ちつつこれを維持し、運営していかなければならない。特に牧師、伝道師は全生涯をささげて教会のためにつくしているのだから、その生計を教会がささえなければならない。また何よりもまず教会はその地に与えられた宣教の使命を果たさなければならないが、個々の教会はそれだけで立っているのではなく、その分区（地区、支区）、教区、」教団内にあって、諸教会との連帯関係にあるのだから、その使命遂行のために、共同責任として負担金、分担金、援助金などを支弁して、宣教のわざを広くおし進めてゆかねばならない。これらといった費用は信徒の献金によってまかなわれるのである。それゆえ、信徒は各自、分に応じて教会の宣教のために献金することによって、具体的にその責任を果たさなければならない。」（日本基督教団東京教区、2002、75－76頁）「信徒は、ひとり

びとりが財政に参加しているのだから、教会の経済状態についても十分理解するように常に心がけ、各自の分を尽さねばならない」(同、80頁)。

信徒は、それぞれが所属している教会・伝道所の会員であるが、日本基督教団の信徒でもある。教区、教団の伝道問題や財政問題を十分理解し、ひとりびとりが、何らかの判断を求められているのではないと思われる。

(4) Black Box

財政の問題への理解とその対処方法は困難ではない。「入る(収入)を図って出づる(支出)を制する」というのが原則である。教団の機構改定は支出面からの対処である。財政問題に対してはまず支出を削減することを検討するのは、国家財政においても家計においても共通である。支出を削減することは、削減対象の活動を沈滞させる。それまでの活動が沈滞することは、その活動から得られた「成果」が縮小することを予想させる。教団・教区・各個教会・伝道所の「成果」である信徒を起こす(キリストの弟子を作る)ことにマイナスの影響が生じるのではないか、という危惧が生じるのは当然である。この危惧ないし不安が、前節で報告した、教団伝道対策検討委員会の歩みの中で、委員会の取り組みに対し否定的な意見がなくなる理由の一つなのではないか。

この不安は、機構改定(コスト削減)が伝道の進展(現住陪餐会員の増加)に結びつく論理的経路が理解できないことから生じているのではないか。教団財政が危機にあるということは会計的な事実であっても、この危機を乗り越えた先に見える「希望」が明示できていないからであろう。

希望が見えない一つの理由は、機構改定がなぜに伝道の進展につながるのかという点の議論が、たとえあっても、深まっていないのではないかという疑問が生じる。換言すれば、機構改定と伝道推進との間の「作用経路」がブラック・ボックスのままなのではないかとの疑問がある。

(5)「教団伝道推進基本方針」の求めるもの

「共に祈ろう(祈祷運動)、共に伝えよう(信徒運動)、共に献げよう(献金運動)」を柱にする「教団伝道推進基本方針」の具体的展開はこれからである。け

れども、「祈り、証し、献金する」ことは、これまで、信徒の生活としてすすめられてきている。たとえば、『信徒必携』には「キリスト者の生活は祈りを中心として展開される」（85頁）、「キリスト者の生活は、キリストを証しする者の生活であって」（81頁）、「信徒は各自、分に応じて教会の宣教のために献金することによって、具体的にその責任を果たさなければならない」（76頁）、とある。信徒は「祈り、証し、献金してきた」。なおその上で「共に祈ろう（祈祷運動）、共に伝えよう（信徒運動）、共に献げよう（献金運動）」と信徒に呼びかける。何を「教団伝道推進基本方針」は信徒に求めるのか。これまで以上に「祈りと証と献金」を求めているのであろうか。この点が明確に説明されるなら信徒も教団の歩みについて行けるのかもしれない。もちろんこれらは、宗教や信仰に深くかわわる事柄であるから、筆者の分を越えた疑問である。

（6）伝道問題の核心

2016年から2020年までの伝道・財政問題に対する教団伝道対策検討委員会の取り組みの歩みを見て来て思うことは、「主役」は何時出てくるのかというもどかしさである。「なぜ、現住陪餐会員数が減少したのか」という分析こそが伝道問題の核心だ、と筆者には思えるからである。これは財政問題を解決するための収入面の方策である。

これまでも教師は礼拝における説教者として伝道の核心的役割を担っている。現住陪餐会員は洗礼者の増加によって増加する。教会員の死亡数以上に洗礼を受ける者がいなければ現住陪餐会員数が減るのは算術である。

『教師』はイエス・キリストを信じる者たちの中から、特に神の召命（選ばれ、招かれること）を受け、教会によって任職されて、説教と聖礼典（洗礼と聖餐）の執行、および伝道や牧会に専心たずさわる人々である」（『信徒必携』10頁）。教師は説教者としてもその職務を果たしてきている。毎年、洗礼者もいる。けれども、教団の教勢は低下する。その原因は何か。⁽⁸⁾

その問いに教団は答えることはできない。全国に所在する教会・伝道所からの教勢のデータを集計して、さらには、教区議長からの報告を聞くことによって、各教会・伝道所や教区の財政が困難な状況を察知して、各教区や各教会・伝道所の財政の困難を緩和するために、教区への教団負担金を減少していかなざるを得な

いことを教団は覚悟した。教団負担金の減少は教団の財政の困難をもたらす。だから教団として、教団財政の困難さを緩和するために、機構の再検討をして、支出を減らすべく「機構改定」をしていくことにしたのである。教団は財政の収入を増やすために現住陪餐会員数を増やす手段はもっていない。だから、教区からの教団負担金以外の収入増加策として、「全国伝道推進献金」や「教団奨学金献金（若木献金）」を考えたのである。これらは、財政問題への対応として至極当然の方法である。

しかし財政問題を生じさせる根本原因は、現住陪餐会員数の減少であり一人当たりの献金額の減少である。これらに対処しうるのは、問題が生じている「現場」、各教会・伝道所であり、各教区である。したがって、現住陪餐会員を増やす（信徒を起こしていく）「伝道推進」は、各教会・伝道所、各教区の問題であり、その地域の経済状況（現住陪餐会員の所得状況）に関わる問題である。教団が「教団の伝道・財政問題」に対処しようとして、検討を重ねていることは、各教会・伝道所や各教区も与えられた地域でこそ「伝道・財政問題」に対処する対策を検討する必要があることを示唆している。そういった各地域の分析の検討によって、現住陪餐会員（教会員＝信徒）を増やすこと（伝道推進）がどのようにして可能なのかのアイディアやそれを実施しての報告を教団に持ち寄って議論していくことが求められているのではないか。

2020年1月10日の開催された、第6回伝道対策検討委員会で、岸俊彦、教団伝道推進基本方針展開検討小委員長は、教区に「伝道推進委員会」の設置を呼び掛けることを提案し、伝道対策検討委員会はその提案を常議員会に提案することを承認した。この提案は、教団の伝道問題（伝道推進）のカギは、教区にあるということを暗に示唆しているように受け止められる。

かつかそうよう

隔靴搔痒。「主役」の登場が待たれる所以である。

（7）教団の「会議制」

第41回教団総会で総会書記に再任された雲然俊美牧師は、「三役の抱負・祈り」の中で、「キリストの主権、神の栄光を現わす教会会議」と題して、教団の会議制について、次のように述べている（4893・94、2018年12月15日）。

「『書記は議長のもとで会議の事務および議事にあたる』（教規第15条）とある教団書記の務めを誠実に担って行きたいと思っています。特にその場合の『会議』とは『イエス・キリストを首と仰ぐ合同教会』（教憲第1条）の会議であり、『会議制により』（同第4条）、主イエス・キリストの主権が明らかにされ、主なる神の栄光を現わすことを」第一の目的としていることを常に覚えて、常議員会等の会議を整えていきたいと思っています。当然のことですが、会議において議論を丁寧に積み重ね、決議し、それを実行する教団でありたいと願っています」と。

教団が直面している伝道・財政問題が、「議論を丁寧に積み重ね、決議し、それを実行する」べき問題であるのは明らかである。議論には時間がかかる。しかし、時間は限られている。時間こそ最も希少な資源である。限られた資源をもって最良の結果をうる努力は究極以前のこの世にある私たちの行動原理の一つである。「会議」は何らかの決定をする手段としての「プロセス」である。前節で辿った、教団伝道対策検討委員会の歩みは、手段としての「会議」を「教団の政治」とあるとする（教憲第4条）教団の「会議制」には忍耐と時間を必要とすることを、示してくれる。しかしながら、問題を解決するためには、解決に向けての何らかの行動がなされなければならない。その行動は教団総会で議決を経てなされる。第42回総会に期待がかかる所以である。

付表 日本基督教団の教区の現住陪餐会員数の推移〈1990年度末～2016年度末〉(単位)人

年度	北海	奥羽	東北	関東	東京	西東京	旧東京	神奈川	東海
1990	3,232	2,350	3,281	6,967	29,926	0	29,926	8,450	4,983
1991	3,215	2,321	3,355	7,102	29,945	0	29,945	8,381	4,970
1992	3,139	2,304	3,351	7,180	30,555	0	30,555	8,136	4,918
1993	3,170	2,329	3,266	7,189	30,220	0	30,220	8,404	4,888
1994	3,164	2,330	3,316	7,274	30,136	0	30,136	8,319	4,860
1995	3,158	2,323	3,290	7,230	30,288	0	30,288	8,384	4,879
1996	3,158	2,297	3,247	7,180	29,999	0	29,999	8,585	4,873
1997	3,137	2,272	3,234	7,239	29,494	0	29,494	8,632	4,875
1998	3,150	2,205	3,189	7,229	21,769	7,697	29,466	8,595	4,845
1999	3,113	2,173	3,054	7,348	21,651	7,668	29,319	8,640	4,843
2000	3,107	2,159	3,027	7,263	21,250	7,597	28,847	8,699	4,892
2001	3,161	2,126	3,068	7,342	21,176	7,628	28,804	8,694	5,029
2002	3,136	2,071	2,985	7,317	20,769	7,585	28,354	8,672	5,005
2003	3,138	2,039	2,814	7,270	20,769	7,542	28,311	8,673	4,988
2004	3,139	2,004	2,818	7,298	20,630	7,511	28,141	8,693	4,972
2005	3,061	1,984	2,800	7,236	20,420	7,408	27,828	8,628	4,937
2006	2,996	1,944	2,793	7,193	20,286	7,435	27,721	8,610	4,918
2007	2,955	1,930	2,776	7,186	20,314	7,388	27,702	8,650	4,916
2008	2,886	1,893	2,683	6,909	20,100	7,149	27,249	8,522	4,835
2009	2,879	1,875	2,654	6,890	19,983	7,087	27,070	8,448	4,854
2010	2,841	1,825	2,607	6,844	19,507	7,014	26,521	8,424	4,799
2011	2,783	1,821	2,560	6,784	19,247	6,924	26,171	8,363	4,742
2012	2,694	1,786	2,534	6,763	18,843	6,822	25,665	8,413	4,660
2013	2,646	1,744	2,463	6,713	18,222	6,750	24,972	8,339	4,595
2014	2,586	1,696	2,442	6,548	18,034	6,729	24,763	8,314	4,555
2015	2,559	1,675	2,426	6,530	17,768	6,625	24,393	8,241	4,505
2016	2,476	1,627	2,377	6,445	17,401	6,368	23,769	8,133	4,421

(注) 旧東京教区の現住陪餐会員数は東京教区と西東京教区の現住陪餐会員数の和である。

(出所)『日本基督教団年鑑』各年度版より作成。

日本基督教団の教勢と伝道・財政問題（土井省悟）

中部	京都	大阪	兵庫	東中国	西中国	四国	九州	沖縄	教団総計	年度
6,043	4,690	8,338	8,360	2,830	2,786	3,821	6,050	852	102,957	1990
5,995	4,604	8,346	8,384	2,792	2,788	3,747	5,981	845	102,771	1991
5,991	4,574	8,331	8,311	2,805	2,755	3,786	5,926	849	102,963	1992
6,001	4,577	8,524	8,449	2,796	2,756	3,747	5,768	829	102,911	1993
6,008	4,525	8,563	8,460	2,728	2,717	3,692	5,764	809	102,665	1994
5,969	4,486	8,896	8,355	2,713	2,660	3,622	5,704	801	102,758	1995
5,969	4,389	8,791	8,253	2,750	2,621	3,532	5,648	774	102,066	1996
5,911	4,334	8,860	8,216	2,665	2,581	3,439	5,616	796	101,304	1997
5,798	4,263	8,816	8,137	2,708	2,539	3,417	5,523	770	100,650	1998
5,757	4,142	8,724	8,151	2,662	2,528	3,358	5,496	780	100,088	1999
5,753	4,007	8,636	8,081	2,617	2,453	3,310	5,446	758	99,055	2000
5,788	4,006	8,492	8,094	2,622	2,471	3,276	5,468	757	99,198	2001
5,684	3,984	8,342	7,998	2,542	2,410	3,261	5,268	744	97,800	2002
5,633	4,017	8,351	8,005	2,496	2,392	3,248	5,243	734	97,352	2003
5,654	4,070	8,254	7,956	2,444	2,402	3,162	5,252	747	97,006	2004
5,547	3,942	8,067	7,924	2,380	2,370	3,127	5,072	733	95,636	2005
5,548	3,855	7,974	7,827	2,363	2,316	3,063	4,869	719	94,709	2006
5,451	3,768	7,941	7,811	2,323	2,296	3,012	4,836	712	94,265	2007
5,397	3,703	7,802	7,570	2,299	2,232	2,932	4,750	678	92,340	2008
5,360	3,773	7,708	7,588	2,207	2,166	2,849	4,684	661	91,666	2009
5,261	3,682	7,541	7,542	2,157	2,114	2,795	4,599	632	90,184	2010
5,191	3,645	7,488	7,506	2,119	2,073	2,756	4,536	619	89,157	2011
5,122	3,595	7,416	7,502	2,107	2,047	2,717	4,502	587	88,110	2012
5,015	3,512	7,136	7,324	2,060	1,997	2,644	4,384	587	86,131	2013
4,944	3,489	7,077	7,146	2,040	1,955	2,604	4,267	575	85,001	2014
4,888	3,390	7,003	7,078	1,996	1,886	2,548	4,187	579	83,884	2015
4,814	3,359	6,793	6,834	1,942	1,831	2,497	4,051	518	81,887	2016

注

- (1) 鈴木功男は、1948年から2012年までの現住陪餐会員数の推移から「2030年問題」について述べている（鈴木2013）。「1948年は106,667人。その後不自然な統計があるものの、1959年宣教百年を経て1967年には、その後2度と戻らないピーク106,215人となる。1969年教団紛争により、数年間で12,025人が教団を離れた。2012年90,189人。この時点の2030年傾向予測は65,580人。これが2030年問題。戦後受洗第1世代と第2世代が限りなくゼロのなる年である。教会・教区・教団そのすべてに大きな影響をもたらす。」鈴木は更に次の様に言う。「戦後、教団統計が出そろった時から、10年毎の単位を一世代として、現在は第7世代の半ばにある。・・・戦後受洗第1、第2世代の信徒が限りなくゼロになる年が2030年で、現住陪餐会員数の減少はそこに向かって限りなく進む。それが更に教団・教区の機構、財政など、避けて通れない厳しい状況へと繋がっていく。これが2030年問題。」（鈴木2014）。
- (2) 振り返ってみれば同様の異議は過去にも出されている。第39総会期に設立された教団将来構想検討委員会（議長：佐々木美知夫・教団総会副議長）の第1回委員会が2015年1月26日に開催された。この委員会の使命は「(1) 日本基督教団のこれまでの歩みを振り返り、これからのあるべき姿を描き出すために必要な資料の調査、整理に関する事項、(2) 伝道推進のために必要な教団組織及び制度の整備に関する事項、(3) 日本伝道推進のために日本基督教団の果たすべき使命ならびに、他教団、キリスト教関係諸団体との関係に関する事項、の3つについて、それぞれ提言まとめ常議員会に提案すること」である（4816、2015年3月7日）。2016年2月15・16日に開催された第40総会期第5回定議員会で、8回に及んだこの委員会の中間報告がなされた。佐々木委員長は「信徒の高齢化、若年層減少、伝道不振、財政の逼迫は更に深刻化する状況にある」「教団が一定の方向性を見出し、新しい局面を描き出せる体制が必要ということが答申の基本姿勢」だと明らかにした。3頁にわたる中間報告では、教団の現状は「現住陪餐会員数20名以下の教会・伝道所は535で、教団全体の31.2%、教区別に見ると、55.6%を筆頭に9教区で著しい。」「信徒の高齢化は、伝道と教会形成に大きな影響を及ぼす。」「過去10年間で教団の現住陪餐会員は約1万2千人減、礼拝出席6千人減、経常収入17億円減。1年の平均受洗者数1369名は、それ以前の平均1871名に比べ502名減」と警鐘を鳴らす。佐々木委員長は、「現状を詳しく見ると、危機意識を持たざるを得ない。将来に向けて、グランドデザインを描くことが必要で、このまま推移すると、現在の教師の10~15%が困難な状況に陥る」と述べている。この中間報告に対して様々な意見、質問が出された。それらに対して佐々木委員長が「数字は突き

つけられている現実、教団全体でとらえることは重要」という佐々木委員長の返答が報告されている（4836・37、16年3月12日）。ここから前述の「異議」と同様の意見があったことが推察される。将来構想検討委員会は、それまで14回に及んだ委員会の答申を、2016年7月4・5日に開催された第39総会期第7回定議員会に提出した。佐々木委員長は、約30分を用いて、36頁にわたる答申の概要を説明した。答申を巡って、特に、教団の現状について数値的な分析が際立っていること、また、教団外他団体、法人等との関係について踏み込んだ提言が為されていることに議論が集中したため答申を定議員会が受けたということを承認し、答申を書き直す必要があると判断し、委員会に答申を差し戻し、再提出を求め、配布した答申を回収した（4845・46、16年8月6日）。再提出された答申がどのように書き直されたのかは知る由もないが、教団将来構想検討委員会答申を巡っての経緯から、教団の現状を数値的に、統計的に分析することまたは数値的データそのものへの嫌悪感、不信感があるのではないかと、思える。

(3) ここには「教団財政の危機と伝道の推進との関係の理解」が十分でないことが示されている。

「教団は教会であることは認めるが、各個教会と違い、教団は、信徒は擁さず、毎週礼拝を行わないので、教団が伝道するという言い方には疑問を感じる」という、2016年3月7・8日に開催された宣教方策会議での柴田もゆる牧師の発題と共通した思いが受け取られる。確かに、教団は信徒を擁していない、けれども、「教師は教区、教団の名簿に登録しなければならない」（教規第123条②）とあるように教師を擁しているのではないだろうか。なぜなら、「信徒とは、教会または伝道所に所属し、その会員名簿に登録された者とする」（教規第134条）にあるように、どこの「名簿に登録」されるかによって所属箇所が区別されると、受け止められるからである。さらには、教団が「イエス・キリストを首と仰ぐ合同教会」（教憲第1条）ということと「教団が各個教会主義である」（飯塚2020、25頁）こととの理解と重点の置き具合と調和の問題が伏在しているようにも考えられる。もちろん、これらの問題は、筆者の取り扱う領域を超えている。けれども、伝道を考える時、しばしばマタイ福音書28章19節・20節の言葉が引用される。「あなた方は行って、すべての民を弟子にきなさい。彼らに父と子と聖霊の名によって、洗礼を授け、あなたがたに命じたことをすべて守るように教えなさい。」（聖書協会訳聖書）が引き合いに出される。ここでの「弟子にきなさい」「洗礼を授けなさい」とは「信者にきなさい」「現住陪餐会員にきなさい」ということではないのだろうか。それが伝道であるなら、長期的に教団の現住陪餐会員が減少するのは「伝道の命と力」に不足があったのではないのかと考えることができるのではないかと。現住陪餐会員の減少は、当該教会・伝道所の献金による収入を減少させる。各個教会や伝道所に生じたことがやがて教区、教団の財政的危機をもたら

すのである。原因は現住陪餐会員の減少という事実にある。教区や教団の財政問題は各個教会・伝道所の問題を反映した結果である。したがって、教団が伝道と財政問題を結び付けて問題を考えることは理解できる。財政問題は、いわば体温計の役割を果たしていると考えられる。体温計の数字が上がったのは体に何らかの異常がある証拠であって、体温の数字が上がったから体調が悪くなったのではない。因果関係を誤ってはならない。もちろん、教区や教団の財政的破綻が、ただちに、各個教会・伝道所の破綻をきたすわけではない。各個教会・伝道所の人的、財政的体力に差があるからである。解散を決めた宗教法人化した教会の残余財産は所定の手続きを経て、「宗教法人『日本基督教団』、その包括する宗教法人たる教会又は公益法人にこれを寄付するものとする」とある。(宗教法人『日本基督教団 教会』規則(準則)第36条)(日本基督教団事務局編2011)。教団が解散する場合は、所定の手続きを経て、教団の残余財産は、「教団が包括する宗教法人たる教会又はその他の公益法人に帰属させるものとする」と宗教法人「日本基督教団」規則第51条に規定されている(日本基督教団事務局編2011)。受け取った残余財産を現金化することによって、教団であれ、各個教会・伝道所は短期的には資金的余裕ができる。

- (4) 予算決算委員会は、2008年7日・8日に開催された第35総会期第4回委員会で、「教団50年データ」を発表した(4647、2008年4月4日)。「教団財政の展望は予算決算委員会の課題であるが、その一環として作成されたもの。終戦直後から現在・未来に至るまで数値で捕まえ、教団財政の方向を検討するものであるが、結果的には、お金の問題ではなく、人の問題であることが明るようになった。つまり伝道力の停滞により、受洗が召天に追いつかない。一般の高齢化とは異なる教団特有の年齢構造など、数字が語る教団の姿が浮き彫りになった。」と報告されている。予算決算委員会が「今後の教団財政の見通し」を発表した2016年6月3日の予算決算委員会で「教団50年データ」に言及して次のように言っている(4844、2016年7月23日)。「2007年に予算決算委員会が50年データを作成した。その中では教会員数、予算規模は縮小するという予測になっている。今、それに基づいてどのような予算を組むことができるのか検討する時期に入っている。……負担金減額の場合の収入見通しをもって今後は予算を提案していく必要がある。……今後の教団財政を検討するための特別委員会の設置を決め3人を選んだ。また全国財務長会議のテーマは『教団財政の今後』と決めた。」

- (5) 予算決算委員会は、全国財務委員長会議(沖縄教区は欠席)の前後に開催される。教団の予算や決算状況を各教区に報告し、教団の予算収入である教団負担金賦課額を各教区に知らせ、各教区の財政や伝道の状況を各教区からの報告を受け、教団と教区間の財務上の情報交換と

して重要な働きをしている。教区の財務委員長は教団の財政状況をいち早く知ることができる位置にいるものと考えられる。

- (6) 2018年3月5～6日、主題を「日本伝道をどう考えていくか～伝道基本方針をもとに～」と題して、教団宣教方策会議が開催された。米倉美佐男宣教委員長が、個人的意見としつつ、「色々な問題を抱えている教団であるが、日本基督教団信仰告白と教憲教規を整えていく中で教団が教会と成ることを願っている。様々な意見があろうが、会の中で忌憚なく話し合いたい」と挨拶した。3人の発題後の議論のなかで、米倉委員長は、「紛争世代と紛争を知らない世代のギャップの問題こそが今回のテーマの一つであると語り、その中で伝えるべきことは伝えなければならないし、どこで教団が一致をうるかということを経世を超えて探っていくべき」と語ったことが報じられている。石橋議長は「マケドニアの叫び―行き詰まりの中で」と題した講演の中で「教団における信仰の一致が信仰告白により一致である」、「教憲による一致があつてこそ、教会の力を発揮する」、「伝道が進展しない原因は、キリスト者が和解していないから」と語っている（4879、2018年3月31日）。宣教委員長も教団総会議長も、教団には教団信仰告白や教憲教規への一致がないと言っているように見える。

- (7) 2016年3月7～8日に、「日本基督教団」は伝道をどう進めて行くかを主題として、宣教委員会主催・宣教方策会議が開催された。主催者挨拶として、米倉美佐男宣教委員長は次のように述べている。「主題に込めたのは、伝道を進めることで一致したとの思いと、一方、現在、一致はないという意識である。」伝道について議論するより、具体的にどうするかを考えたい。・・・日本伝道開始のときから抱えてきた問題を今どのようにしたらいいのか、それぞれに考え方を出し合い、やっていけることを見出すことが願いである。もはや日本伝道は教団だけではなく諸教派と協力しなくてはならない。なぜ日本でキリスト教が広がらないのかも考えなくてはならない。今きちんとしたものを残し次に続けなくてはならない。」と。開会礼拝では、石橋秀雄議長は「伝道が教団にて議論されることを感謝する。伝道理解の違いが一致を崩すゆえ信仰の一致による伝道協力を訴えてきた。教団信仰告白の礼拝と愛の業は一体の関係にある。しかし順序が重要。愛の業が第一になるなら教会が疲弊し崩れていくのではないか。愛の業として社会活動は尊いことだが、愛の業が第一となるなら主の御体なる教会を建てることは後退、教会にしか与えられていない命と力を失い衰退する。・・・教会に託された第一の使命は、共通の信仰が中心にある交わりを持つことである。御父と御子の交わりと、洗礼と聖餐により主と一体となる信徒の群れが教会である。」宣教委員長も教団総会議長も教団には伝道理解に一致はないと言っている。（『教団新報』4839・40、2016年4月23日）

- (8) 鈴木によれば（鈴木、2013）、現住陪餐会員数の減少は長期に及んでいる。戦後のピークは1949年の121,844人であり、67年106,215へと減少し、76年94,190、93年102,963、その後、一貫して減少している。その原因として、鈴木は「1969年教団紛争」をあげる。教団紛争については、『新報』の記事にも時折、触れられている。教団紛争が現住陪餐会員数の減少の大きな要因であったとしても、唯一ではない。他の減少要因はなかったのか、また増加要因はなかったのか、増加要因が確定できればその増加要因を強化することによって、現住陪餐会員数の減少を緩和しやがて増加に転換する可能性はないのか、等々検討すべき課題はあるのではないか、と思われる。教団紛争が始まった1969年から現在までの長期の「伝道沈滞」の原因の分析も「伝道推進」を進める大きな要因になるのではないか、と思われる。

参考文献

- ・土井省悟（1979）「人間研究の一部としての経済学」（四国学院大学人文学科編『社会科学概論』講義ノート』11-20、土井省悟『経済学ノート-今、ここで、生きる-』1996、49-64所収）。
- ・土井省悟（1993）「経済・経済学・経済政策—経済学における価値判断—」『論集』84、87-106、土井省悟『経済学ノート—今、ここで、生きる—』1996、65-84）。
- ・土井省悟（2001）「建学の精神と大学の財務」『四国学院キリスト教教育研究所年報』8、28-55。
- ・土井省悟（2003）「カンファレンス『キリスト教と経済学』」『四国学院キリスト教教育研究所年報』9、32-47。
- ・土井省悟（2004）「キリスト教主義大学で三十八年」『四国学院キリスト教研究所年報』10、36-63。
- ・土井省悟（2007）「A long time ago in SCC」四国学院大学宗教センター『チャペル・トーク集28』21-28。
- ・土井省悟（2011）「神学と経済学—何が問題か」四国教区宣教研究会『2010年度伝道研究会報告書』2-23。
- ・土井省悟（2019）「データで見る我が国の宗教事情と日本基督教団の教勢」『論集』157、1-47。
- ・服部能幸（2019）「基本のところをもう一度—レプトン銅貨2枚の用い方」『信徒の友』2月、14-17。
- ・飯塚拓也（2020）「解散を決める前にできることは？」『信徒の友』7月、24-25。
- ・伊藤英志（2020）「地域伝道を重要な課題に—三軒茶屋教会の1年」『信徒の友』7月、20-21。

- ・近藤勝彦（2000）「説教における『力』の回復」近藤勝彦『伝道の神学：21世紀キリスト教伝道のために』教文館（2002）79-94。
- ・久世そらち（2020）「新たな一步を踏み出す—待ったなしの現状に」『信徒の友』7月、16-19。
- ・長島恵子（2019）「自主献金で成り立つ互助制度—四国の伝道を四国の教会の手で」『信徒の友』2月、18-21。
- ・四国学院キリスト教教育研究所編（2005）『大学とキリスト教教育』新教出版社。
- ・日本基督教団事務局編（2011）『日本基督教団教憲教規則および諸規則』日本基督教団出版局、4月。
- ・日本基督教団四国教区財務部委員会（2017）「『教区教師謝儀基準について』のアンケート結果報告」
- ・日本基督教団東京教区編（2002）『信徒必携 新改訂版』日本キリスト教団出版局。
- ・信徒の友編集部（2020）「データで見る日本基督教団の教勢推移」『信徒の友』7月号、14-15。
- ・鈴木功男（2013）「最近の教勢分析から読み取れることⅠ」日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』NO.2(11月24日)、5頁。
- ・鈴木功男（2014）「最近の教勢分析から読み取れることⅡ」日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』NO.3(4月20日)、7頁。
- ・鈴木功男（2015）「最近の教勢分析から読み取れることⅢ」日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』NO.6(11月29日)、7頁。
- ・鈴木功男（2016）「最近の教勢分析から読み取れることⅣ」、日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』NO.7(7月3日)、7頁。